第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

2024 年 5 月 20 日

和歌山県橋本市市脇 5 丁目 1 番 24 号
南海りんかんバス株式会社
取締役社長　和田　純一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（1）車両等の整備に関する事項
当社が、保有する路線バス 33 両のうち（4 両ワンステップ・2 両高速バスを含む）21 両はノンステップバスで、ノンステップ化率 63.6％となっている。
車両更新の際ノンステップ車両に更新していく方針である。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車両更新時ノンステップ車両導入	今後は、車両更新の際ノンステップ車両に更新していく方針である。

②　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降の教育	車椅子のお客さまの乗降について研修を行う。また、車椅子のお客さまのスロープ板や車椅子固定具の使用方法について訓練を行っていく。

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗務員による乗降サポート	１人での乗降が難しいお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートする。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車内における情報提供の拡充	車内の行き先表示機を小型のものを順次大型化に更新していく。

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車椅子乗車方法等の車両講習	主に新採用乗務員を対象に、車いすの乗降、一連作業をスムーズに行えるよう教育している。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
優先座席の車内周知	ヘルプマークをバス車内に掲出すると共に、車内放送等で優先席及び車椅子のお客様が適正に利用できるよう、優先利用に関する呼び掛けを随時実施する。

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

電話やはがき等で寄せられるお客さまの意見を社内で共有するとともに、指導、教育し改善に活用する。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由

Ⅴ　計画書の公表方法

弊社ウェブサイトへ掲載

Ⅵ　その他計画に関連する事項

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。